

佐賀県特別栽培農産物認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、近年の消費者の健康及び食の安全性などに対する関心の高まりに対応し、化学合成農薬や化学肥料の使用を低減して栽培される特別栽培農産物の生産振興と円滑な流通・販売を促進するため、県が県内における栽培実態等に応じた認証の基準を定め、その基準に適合した農産物を特別栽培農産物として認証を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「特別栽培農産物」とは、前作の収穫後から当該農産物の収穫・調製までの栽培期間中(以下「栽培期間中」という。)、化学合成農薬(有機農産物の日本農林規格で使用を認められている農薬を除く。)の使用回数と化学肥料の使用量の双方を、県内の一般的な栽培方法(いわゆる慣行栽培)に比べ、5割以下に低減して栽培された農産物をいう。

2 「認証」とは、前項の特別栽培農産物であることを県が認め証することをいう。

(認証の対象品目)

第3条 特別栽培農産物の認証の対象品目は、第4条に定める生産農家等により、原則として佐賀県内で生産された食用に供する農産物であって、かつ消費者に販売される別表1に定める品目とする。

ただし、精米、または仕上げ茶にあつては、県が特別栽培農産物として認証した玄米や荒茶を原料とし、第4条に定めるとう精や製茶を行う者により、原則として県内の施設で、とう精、または製茶されたものに限るものとする。

(認証の要件)

第4条 特別栽培農産物の認証要件は、次のとおりとする。

- (1) 認証を受けようとする生産農家等並びにとう精または製茶を行う者(以下、「申請者」という)は、別に定める要件を満たすとともに、その責務を果たすこと。
- (2) 生産農家等は、栽培管理計画書の作成やそれに基づく栽培管理等について指導を行い、責任を負う生産管理責任者を置くこととする。
- (3) 生産管理責任者は、別に定める要件を満たすとともに、その責務を果たすこと。
- (4) 申請者は、自己又は自社等の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5)申請者は、前号のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (6)栽培期間中、化学合成農薬の使用回数と化学肥料の使用量の双方を、県内の一般的な栽培方法(いわゆる慣行栽培)に比べ、5割以下に低減して栽培された農産物であり、別に定める農産物ごとの化学合成農薬及び化学肥料の使用基準を満たしていること。
- (7)第15条に該当する者が栽培する農産物でないこと。

(現地確認審査チームの設置)

- 第5条 農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)は、特別栽培農産物の認証に必要な現地確認及び審査等を行うため、現地確認審査チームを設置するものとする。
- 2 現地確認審査チームの組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(認証の申請)

- 第6条 認証を受けようとする生産農家等は、原則として当該作物の作期毎に、毎年度、別に定める申請書に必要書類を添えて、住所地(法人にあつては主たる事務所の所在地)の市町等の指導助言を受けるなどして、所轄農林事務所長を経由し、知事に申請するものとする。
- 2 認証を受けようとするとう精または製茶を行う者は、とう精施設または製茶施設の所在地の所轄農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)を経由して、知事に申請するものとする。ただし、精米及び仕上げ茶にかかる申請の有効期間は2年間とする。

(申請内容の審査)

- 第7条 農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)は、前条による申請があつたときは、栽培管理計画等を審査し、その結果を申請者及び生産管理責任者に通知するものとする。

(申請者の責務)

- 第8条 申請者は、申請した栽培管理計画等に基づき適正な管理を行うものとし、特別栽培農産物の生産過程や流通過程で申請者の不正又は不適切な行為により認証に係る問題が生じた

場合は、申請者がその責を負うものとする。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに、別に定めるところにより農林事務所長(県外とう精にあっては園芸課長)を経由して、知事に届け出るものとする。

ただし、対象農産物及び作型の変更は認めないものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 申請者は、次に掲げる事態が生じた場合は、速やかに別に定めるところにより農林事務所長(県外とう精にあっては園芸課長)を経由して、知事に申請の取り下げを届け出るものとする。

- (1) 申請内容の全部または一部に、前条の規定により認められていない変更が生じた場合。
- (2) 栽培の途中で、栽培方法を変更したことにより認証要件に該当しなくなった場合。
- (3) 栽培を中止する場合。

(現地確認及び審査)

第11条 農林事務所長(県外とう精にあっては園芸課長)は、生産された農産物の収穫前、また、とう精、または製茶の開始前の適切な時期に、現地確認審査チームにより現地確認及び審査を行わせるものとし、その方法等は別に定めるところによる。

(認証の決定)

第12条 知事は、現地確認及び審査の結果、その内容が認証要件に適合すると認められるときは、当該農産物及び精米、仕上げ茶(以下、「農産物等」という)を認証することとし、その旨を、また、認証要件に適合しないときは、その理由を付して認証を行わない旨を申請者に通知するものとする。

(認証マークの貼付等)

第13条 前条の認証通知を受けた者(以下「認証者」という。)は、認証された農産物等(以下「認証農産物等」という。)、または認証農産物等の包装資材等に県が別に定める認証マークの貼付等ができるものとする。

2 認証マークは、認証農産物等以外に貼付等してはならない。

(立入調査)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、ほ場、生産施設等の立入調査ができるものとする。

(認証の取消)

第15条 知事は、認証後、当該認証農産物等が何らかの事由により認証要件に適合しなくなった場合は、直ちに認証を取り消すものとし、認証者にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、その後の認証マークの貼付等ができないものとし、また、不適切な表示をして販売した農産物等については、可能な限り回収を行わなければならないものとする。

3 第1項の通知を受けた者は、本人に過失がないと認められる場合を除いて、既に作成して保有している認証マークを全て処分するものとする。

4 第1項により認証を取り消された者は、本人に過失がないと認められる場合を除いて、翌年から起算して3年間は、認証を申請できないものとする。

(実績報告)

第16条 認証者は、認証された農産物の収穫を終了したときは、別に定めるところにより、農林事務所長を経由して知事の実績を報告するものとする。

2 認証者は、認証農産物等の出荷、販売を終了したときは、別に定めるところにより、農林事務所長(県外とう精にあつては園芸課長)を経由して知事の実績を報告するものとする。

(残留農薬の分析)

第17条 知事は、申請者の指導等に活用するため、必要に応じて申請者が栽培した農産物の残留農薬の分析調査を行うことができるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第18条 本制度において入手した個人情報については、佐賀県個人情報保護条例に基づき取り扱うものとし、本人の承諾のある場合のほか、認証事務に係る目的以外には使用しないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年3月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

なお、改正前の特別栽培農産物の認証区分に従って申請及び認証された農産物についても認証区分毎でなく、「特別栽培農産物」という一括りの名称で取扱うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年12月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

ただし、第2条第1項で定める「化学合成農薬」の取り扱いについては、4月1日から適用できるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表1

認証の対象品目

	品 目
穀 類 (3 品目)	米(精米を含む)、麦類、大豆
野 菜 (44 品目)	きゅうり、メロン、丸トマト、ミニトマト、なす、いちご、たまねぎ、こねぎ、アスパラガス、はくさい、チンゲンサイ、キャベツ、レタス、ほうれんそう、こまつな、わけぎ、にがうり、野菜ウリ、えんどう、そらまめ、いんげん、ピーマン、ブロッコリー、にら、れんこん、かんしょ、ばれいしょ、根深ねぎ、すいか、かぼちゃ、にんにく、しょうが、さといも、スイートコーン、ダイコン、にんじん、かぶ、葉ねぎ、ベビーリーフ(たかな、こまつな、ロケット、ビート)、たかな、やまのいも(じねんじょ)、しそ、ミズナ、しゅんぎく
果 実 (20 品目)	温州みかん、中晩生柑きつ、ハウスみかん、びわ、日本なし、ぶどう、かき、モモ、スモモ、くり、うめ、キウイフルーツ、イチジク、キンカン、マンゴー レモン、ライム、ユズ、キノス、ブルーベリー
花き・ 特用作物 (1 品目)	茶(仕上げ茶を含む)
計	68品目

注 対象品目については、必要に応じ追加する。